

職 職 一 1 3 2

令和5年4月28日

各府省官房長 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の廃止について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和2年3月1日職職一104）」は、令和5年5月7日をもって廃止します。

以 上